



(委託業務の処理方法等)

第1条 乙は、別途仕様書等により、委託の本旨に従い善良な契約者としての注意をもって委託業務を処理するものとする。

2 乙は、委託業務の処理方法及び進捗状況について、必要な提案、報告を行い、定例若しくは随時に、甲と協議しながら委託業務を処理するものとする。

(検査及び引き渡し)

第2条 乙は、機器導入、構築および設定業務が完成したときは、甲の検査を受けて成果品を引き渡すものとする。検査日は甲の指示する日とする。

2 前項の検査に合格しないときは、乙は直ちにこれを修正し、甲の指示する日までに甲の再検査を受けなければならない。この場合において、修正及び再検査に要する費用は、乙の負担とする。

(代金の支払い)

第3条 甲は、成果品の引渡しを受けた後において、乙の適法な支払請求書を受理した月の翌月末日までに支払うものとする。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約の履行により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。また、委託業務に係るすべての資料（以下「関係資料」という。）を第三者に閲覧させてはならない。

2 乙は、関係資料について指示目的外の使用又は第三者への提供をしてはならない。

3 乙は、甲が別に指示する以外に関係資料の複写又は複製をしてはならない。

4 乙は、前3項について事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(委託内容の変更)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合において、甲乙協議して委託内容を変更することができる。

- (1) 事務の進行状況その他の事由により、仕様書等の内容を追加し、又は変更する必要があるとき。
- (2) 委託内容の追加、変更のため、所定の委託料の金額又は履行期限が著しく不適當であるとき。

(委託の解除)

第8条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が、当該契約に違反したとき。
- (2) 乙が、この契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (3) 乙の責に帰すべき事由により、委託業務を行う見込みがないと明らかに認められるとき。

(損害賠償)

第9条 乙及び従事者が委託業務の実施に際して、甲及び第三者に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

(契約の費用)

第10条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の原則)

第11条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(その他)

第13条 消費税額及び地方消費税の額は、甲が物品の引渡しを受けた日における税率により計算した金額とし、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面をもって定めるものとする。

第14条 この契約に定めない事項、又はこの契約の条項に関する疑義については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

(再委託する場合の書面の提出)

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(再委託する場合の監督等)

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還)

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱状況の報告)

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

(実地調査)

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地調査することができる。

(指示)

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除)

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

(損害賠償)

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

(注1) 「甲」は委託者である国際教養大学を、「乙」は受託者をいう。

(注2) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略すること。